

⑪ 宗濟（京極政経） 讓状案

（端裏書）（但し、島根県立図書館蔵写本による。）

「吉童子殿江御讓状之案文」

譲与

一 惣領職事

一出雲・隠岐・飛騨三箇國守護
職事

一 諸國諸所領等事

右所譲与孫之吉童子丸實正也、
守先例、可全領知之状如件、

永正五年十月廿五日 宗濟 在判

⑫ 宗濟（京極政経） 書状案

吉童子方江讓状并代々

證文等事、預置之候、慥

可被渡遣候也、恐々謹言、

十月廿一日 宗濟 在御判

（經久）
尼子民部少輔殿

多賀伊豆守殿

⑬ 某覺書（中川文書・東大史料）
（前欠）

如此候処、尼子伊与守経久より、前代之儀を佐波へ被仰候間、然者先名代として出し候て見候するのとて、永正十二年乙二月に、至当国馬来、郡連出候、然経久より伊快を使として名代候ハ、かへり候へと経久より被仰候、これハ一大事の儀候、誠連内儀ハ先名代として出し候て、た、と被仰候ハ、前のことく国なミと候つれとも、此時郡連返事にともかくもと候へハ外聞も如何候間、名代として罷出候、於旨儀者、佐波へ御と、けあるへきよし申候、経久これハけにもにて候間、重のと、けにて候とて対面候、さ候間八わたに治部少輔殿御れう人御座候を、御屋形被申候間、出頭候へと候間、まいり候つる、其以後伯州にしお陳へ出候時、誠連被仰事、以前之儀ハ見事の返事候、今度又被尋候ハ、前にハちかい候へく候、以前之儀を誠連へハと、けす候歟、其時ハ郡連不足たるへく候、と、け申候と申候ハ、佐波不足と可被申候間、国次の儀にて出候、此ふん候へく候、誠連より遠江守忠清を以て懇に承候て出候、

4. 八幡から富田への権力移動

- 京極氏の家督相続

1508 京極政経が孫の吉童子への讓状・証文を尼子と多賀に預け置いた上で安国寺で死去
⇒まもなく吉童子の消息は不明（若死か？）、やがて出雲の支配権は尼子経久が掌握

守護京極氏がその正統な後継者を失ったことは尼子氏の覇権確立の最大の要因

- 但し、尼子氏は政経の死後、直ちに京極氏を否定してしまっただけではない

八幡の御料人の役割

赤穴氏を八幡に出頭させたのは、守護所にいる吉童子母の威光を背景に国内領主の統制を図る意図

- まもなく京極氏から尼子氏への権力の移動に伴い、政治的中心も八幡から富田に移動

戦国の動乱が激化する中で諸国の政治的拠点が平地の方形館から山城へ移動するのは全国的な傾向

- 富田城の立地

八幡に比べると一国の政治的中心としては内陸に入りすぎている

しかし、戦国時代に軍事的な要素が優先される中で富田城の要塞化が進められる

5. 富田から松江へ

- 富田→松江への政治的拠点の移動は、一般に関ヶ原合戦後に出雲の大名となった堀尾吉晴による松江城（1607-11築造）と城下町建設に伴うとされる

- しかし、その歴史的前提として戦国時代に宍道湖東岸地域が重視されるようになる状況があった

天文11・12(1542・43)頃までは馬潟・八幡など中海西南岸地域が合戦の中心

⇒戦国時代末には中海西南岸に代わって末次・白潟など宍道湖東岸地域が重視されるように変化

：その背景に、大橋川兩岸の末次・白潟が経済・流通の中心として大きく発展していた

（内海水運の中心が中海西南岸地域から宍道湖東岸地域へ移動）

⇒堀尾吉晴はそれに目をつけて末次・白潟に城と城下町を建設していくことになる

おわりに

- 中世出雲の政治拠点は各時期によってかなり変動

出雲西部の塩冶郷→府中の玄関口にあたる八幡・竹矢地域→能義郡の富田城→最後に末次・白潟など宍道湖東岸が発展していく中で松江城が築かれていくことになる

- 経済的拠点（とりわけ水運の要地）に守護所が置かれる事例が多く見受けられる

守護が地域社会を統制する上で経済的拠点を掌握することが重要

- 中世は分散的な社会であり、出雲大社のある出雲西部、中海や宍道湖沿岸地域、伯耆に近い能義郡、

さらに斐伊川流域の奥出雲など、各地に領主が割拠し、諸勢力が競い合う社会状況

⇒中世には近世の松江城下町のような圧倒的な政治的中心地が生まれるのは困難であった

⑭ 平浜八幡宮造立入目注文写（青木家文書）△八束郡誌

（寛永邸）
平浜八幡宮御造立入目事

一出雲国隠岐国二ヶ国、以反別如往古之相調候事、誠ニ以テ殊勝專一之由、上様被成御申候、

一御遷宮之趣何事茂無為に相調申候、殊ニ貴所御若輩之故、快算と内談被成候て、御修行候事、近頃御分別之由、御奉行衆も被仰事、

一右之算用日記ノ内に、貴所吾等加判可仕由ニ候之條、御請仕候、弥以貴面可申談候

一御社頭之儀付而御奉行衆之書物等、彼は無御失念御請直肝要ニ候、向後迄吾等貴所其筈無相違可仕候間、御分別專ニ候、

一七七日之御供米、御湯立入目引合、御請取候事、可然存候、為後日一書如件

平浜社奉行

永正十一年六月五日

多胡出雲守判

平浜八幡

惣檢校殿

⑮ 平浜八幡宮棟札銘写（平浜八幡宮文書）△八束郡誌

（平浜）
八幡宮正殿御棟上

永正十一年

甲戌六月廿八日丑刻

守護 佐々木京極殿

守護代 伊予守殿

（尼子経久）

神奉行

富尾又太郎藤原久氏

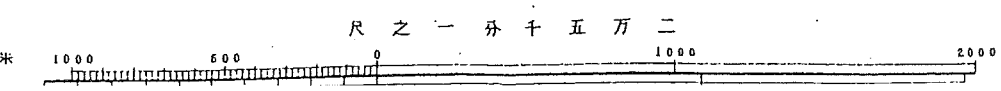
多胡出羽守惟宗由詮

山内虎千代丸

大工 民部由



東大至 玉造



大正六年十二月二十五日印刷 同十二月二十八日發行 著作權所有印刷業發行所 大日本帝國陸地測量部